

25 建第862号
平成25年11月27日

(一社) 長崎県建築士事務所協会 会長 様
(一社) 長崎県建設業協会 会長 様
(一社) 長崎県中小建設業協会 会長 様
(一社) 長崎県工務店連合会 代表理事 様
長崎県管工事協同組合連合会 理事長 様
(一社) 日本塗装工業会長崎県支部 支部長 様
長崎県板金工業組合 理事長 様
(一社) 長崎県建造物解体工業会 会長理事 様
長崎県電気工事業工業組合 理事長 様
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会 会長 様

長崎県土木部建築課長



建築工事等設計単価の決定方法について

日頃より、長崎県の営繕行政の推進につきまして、多大なるご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成25年10月21日より適用している、市場単価・複合単価の法定福利費相当額の補正及び長崎県独自の取り扱いによる設計単価の決定方法の一部見直しに伴い、平成25年10月18日付で「建築工事等設計単価の決定方法について」という文書を送付しているところです。

この文書の記載で、県の単価表に掲載している歩掛により算出した単価（複合単価）の改訂時期について誤解を与えるような記載がありましたので修正を行い、また、同文書に長崎県が使用している市場単価の法定福利費に相当する額の補正値を新たに追加することとしました。

この2点の追加・修正を行うため、今回「建築工事等設計単価の決定方法について」を改正しましたので、別添のとおり送付します。

【担当】

長崎県土木部建築課計画指導班

電話 : 095-894-3095

FAX : 095-827-3367